



# 大阪消防退職者親睦会設立趣意書

会長 飯田 哲



私たちの親睦団体である長就任のご議決をいただき、存じておりますが、この会  
豊水会を発展的に改組し、自身に余る光榮と存じてゐるは生死をともにした同志の大なるご協力のもとに、誰でもが加入できる新しい次第第あります。心のつながりによる集いと、実し本次會員発展のき  
く誕生いたしましたことは、は、極めて重要で先輩諸賢の心のつららしい会であるだけとなりますが、内容を誠にご同感にたえない次第第あります。または新進の方が沢山おられ、それらの方々の中かられば、どうにかお役がつと  
と存じます。



相携えて 隆昌をはかる  
大阪市消防局長 赤井次郎

相携えて隆昌をはかる

大阪市消防局長 赤井次郎

## 八阪消防退職者親睦会 十一月めでたく結成

は大正、昭和の初期から戦中戦後と激動する時代において、ひだすら市民奉仕のため、その半生を消防に奉睦と私ども現職員との融通を心からお祝い申し上げます。会員の皆さんは、古くよりまして、常々感謝申し上げていろいろでござります。このたび発足いたしました親睦会が、会員相互の親睦を深め、また、火災予防に警備に、三〇〇〇名の消防職員は、大阪消防も昭和二十三年三月七日、自治体消防としては、火災件数一、五四七と一昨年に比して三〇二と一昨年に比して満十九年の減少をみまして、昭和十七年以来五六年連続減災の好記録を達成するお陰をもちまして、昨

會則

云の名称)

第一条 本会は「大阪消防 防災監視者懇親会」と称す る。	推せんした会員を総会に 出席して意見を述べること ができる。
第二条 本会の事務局は、 大阪市西区西尾崎北通一 丁目一二番地大阪市消防 局内に置く。	支部の規約、役員その 他の必要な事項は、その支 部の規約により定めた規約 並びに役員の氏名は、会 長に報告するものとする。
目的	前項により定めた規約 並びに役員の氏名は、会 長に報告するものとする。
第三条 本会は、会員相互 の親睦ならびに会員と現 職消防職員との融和協調 をはかることを目的とする。	第十一条 本会に顧問を置 く。
事業	顧問は、有識者または 本会に功勞のあつたもの のなかから理事会が推せ んし、会長が委嘱する。
第四条 本会は、前条の目 的を達成するために、次 の事業を行ふ。 (1)会員相互の連絡 (2)現職消防職員との交歓 (3)その他本会の目的達成 のため必要な事業	第十二条 本会に相談役を 置く。
	相談役は、大阪市消防 局次長とする。
	第十三条 本会に相談役は、 本会の運営について相談に応ずると ともに会議に出席して意見 を述べることができる。
	第十四条 本会費の額は、 次のとおりとする。ただし 終身会員を納入したときは、その後は、定額
	(1)会員費 (2)寄付金 (3)その他の収入

第五条 本会は、次のうち、 公の趣旨に賛同した者を もつて組織する。	し、会務の執行にあたる。
(1) 大阪市消防職員を退職 した者	4 常任理事は、理事会の 議決に基づいて会務を執 行する。
(2) 大阪府消防官吏を退職 した者	5 監事は、会計を監査す る。
(3) その他会長が認めた者	6 行処理する。
六条 本会に、次の役員 を置く。	7 第十二条 本会に参与を置 く。
正会長 二名	8 参与は、大阪市消防局 各課長、消防学校長、主 幹及び各消防署長とす る。
副会長 二名	9 参与は、本会の会議に 出席して意見を述べるこ とができる。
理事 若干名 (内常 任理事 一名)	10 第十三条 本会の事務を処 理するため、次の職員を 置くことができる。
事務官は、すべて名譽職 員の選出	11 第十四条 本会に名譽会長を 置く。
	12 (1) 置くことができる。 前項の職員は、会長が 免する。
	13 (2) 前書記若干名
	14 第十五条 本会の歳入歳 出予算及び決算は、それ ぞ理事会の議決又は承 認を経て会員に報告す る。

しました。また、救急業者にまとも、三七、五〇回の出場を数えて、一方々の期待と信頼にお認めされ、私どもの労が報われて、消防職務の重要性が再認識され、私どもの努力が報われるように至りましたことは、内体質の改善により職能ごとに同慶にたえないところで発表をはかり、火災予防あります。	ます先輩二名の方々が、その恩命に沿されておりました。この会員の皆さんにはどうか会員の皆さんにはますますご健にわたらせられ、私どもの良き先輩として高揚をめざし、これをして貴重な体験を通じ、種々として一層実のある消極的なご指導ご協力を賜わることで、発展してまいりたくなりますとともに、本会の発展に努力を重ねている次第を心からお祈りしお祝いのことをいたします。	ます先輩二名の方々が、その恩命に沿されておりました。この会員の皆さんにはどうか会員の皆さんにはますますご健にわたらせられ、私どもの良き先輩として高揚をめざし、これをして貴重な体験を通じ、種々として一層実のある消極的なご指導ご協力を賜わることで、発展してまいりたくなりますとともに、本会の発展に努力を重ねている次第を心からお祈りしお祝いのことをいたします。
にご承知のとおり、生 業の制度も復活され て、本会の会員であり	(支部) 第十九条 本会の事業を円滑に行つたため、支部を設ける。	2. 決定する。この会則は、昭和四十一年十一月二十九日から施行する。
ました。	2. 会員の資産は、会長が管理する。	2. 会員の変更について、理事会において出席者の三分の一以上による同意を得なければならない。
ました。	2. 会員の変更については、理事会にて、出席者の三分の一以上による同意を得なければならない。	2. 会員の変更については、理事会にて、出席者の三分の一以上による同意を得なければならない。

役員決ま

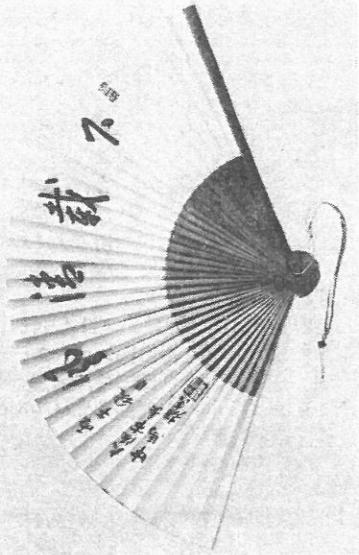
顧問	小川	鐵京	都	市
	大塚	弥三郎	尾	市
	原	義泉	大津	市
	橋	泰西	成	区
	柴	郎	木	市
	佐	安	大阪	区
	大	重	野	区
	橋	次郎	川	区
	藤	正旭	淀	区
	政	金	島	区
	古	泰	和	市
	志	園	田	市
	藤	三郎	畠	市
	政	都	和	市
名譽会長	宇	和	田	市
	野	田	和	市
	山	泰	田	市
	本	園	畠	市
	井	三郎	和	市
	次	都	和	市
相談役	赤	希	田	市
	飯	一	和	市
	大	伸	和	市
	西	郎	田	市
	孝	大	和	市
副会長	高	阪	市	市
	飯	市	市	市
	田	消	防	局
	松	防	局	長
	弥	大	阪	市
	三	市	市	市
	郎	市	市	市
	塚	市	市	市

常任理事 奥野利秋生野区  
青木永造住吉区  
理 事 浜瀬信夫(東住吉区)享保正(東住吉区)  
坂谷 実(生野区)首藤 司(福島区)  
広岡 広(西成区)樋口喜一(此花区)  
柳崎重一(西成区)大原 篤(阿倍野区)  
古謝宏栄(西成区)上田幸四郎(浪速区)  
相川徳治郎(天王寺区)山並国夫(阿倍野区)  
遠田 薫(西成区)竹田 澄(阿倍野区)  
佐々木応舉(北区)長船達雄(東淀川区)  
森留夫旭区 吉川丈太郎(東淀川区)  
山田千鶴子(東淀川区)東源三(旭区)  
奥田仙太郎(北区)鶴井紋平(池田市)  
星田九一(高槻市)酒元常治(高槻市)

石川繁美(茨木市)椿井春重(吹田市)  
原田卓二(豊中市)宮辻市松(大東市)  
石田義英(寝屋川市)岩井寿九郎(寝屋川市)  
浜田義一(守口市)山形一雄(東大阪市)  
石田才一(東大阪市)広本十四三(松原市)  
古沢幸太郎(羽曳野市)久保忠雄(堺市)  
赤坂脩(岸和田市)玉川久子(堺市)  
目黒寅之助(南区)岩浅友一(伊丹市)  
  
監事  
岩崎延雄(島本町)児玉敏義(藤井寺市)  
  
参与  
消防局課長、主幹  
消防署長

# 載清風

中馬市長から本会に贈らるる



## 緊急活動の合理化を期して

## “敏動隊”

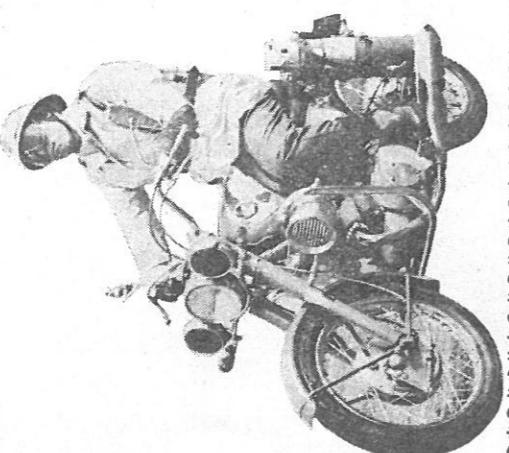
通称「赤バケ」発足

消防職能の開発と業務の合理化を図るため、大阪市消防局では「敏動隊」を結成、昨年十二月一日試験的に東、西、南、北、東住吉の五署に配置し、初期活動の効率的運用を期すこととした。隊員は、消防業務に精通し、積極的意欲を持つ消防士長の中から選抜し、消防学校において特別教育を受けた十名が、職員一同の信望をもつて、敏動隊として活躍することとなつた。

敏動隊の任務は、あらゆる警備活動のほか、情報の収集、通信連絡、原因被被害の調査はじめ救急器材の運搬など広範囲の単独任務を持ち、赤色の自動二輪車(二五〇cc)を運転し、小火災その他に出動して消防機動力の一翼を担うものである。

昭和四十年度の施計によると、火掛け火災は全出動火災の三七%であり、残り六三%が作業することなく署する現状であり、この人目的的無駆を省くためにも、大きな役割を果たし、第一出場以下の各種火災には、原因調査、写真撮影、消火活動と一人三役の活躍をしている。

装備品は携帯無線機、A型消火器(一〇型)二本、B型消火器一合及び事務処理用筆記用具セットを備え、服装は白のヘルメットに防塵眼鏡、左に腕章をめた銀色のジャパンバーにグレーのズボン、黒革半長靴に茶色の手袋、水色のマフラーを身に纏う。さきに満足した消防特科隊もこの一年間目覚ましい活躍をしたが、この「敏動隊」も期待にたがわばはなしの活躍をしており



新全蜀綱目

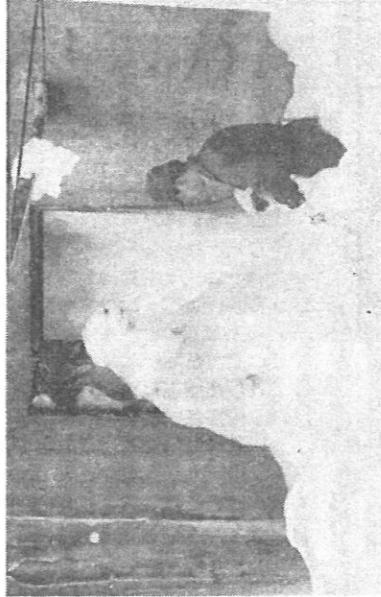
午後十時には「火の元検点」！



中馬大阪市長は、本会の発会を祝して、「下載清風（あさいのせいふう）」の書を贈られた。これは、碧酸録にある禪語で「荷物を積んで揚子江をさかのぼつた船が、目的地へ着いて荷物を全部下し、身も心も軽々として、清風に帆をはらんで急流を下って行く様」を表わしており、在職中の重任を無事に果された会員各位の清々しい心境をおもい、市長自から選ばれて揮毫されたものである。

# 消防記念日

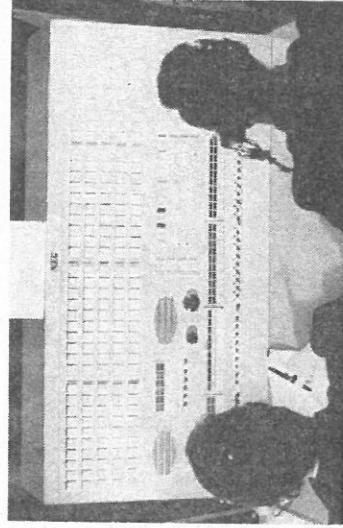
発開を法方



最近急増している地下街や無窓建築物、または地下室、室、倉庫及び船倉などの火災は、内部に発生した煙と熱気のため消火作業に非常に困難を伴ない、今まで多くの消火方法でこの研究がなされてきたが、最近では多量のあわを運搬して室内に送り込み、窒息により発生させ目的の場所に送り込む装置である。

卷之三

# 成、台、急、指、令、救



急指令台を新設、去る三月一日中馬市長および救急医療関係者などの出席のもとに完成式を挙行し運用を開始した。

この救急指令台はたら

く一般市民からの救急

事故による救急車の要

請を受信し、救急隊への出

電話による救急隊との情報

連絡、応急処理並びに搬送

すべき病院等の指示を行な

う。また一方市内一〇六の

救急病院及び六つの関係医

療機関と、押しボタンによ

るワンタッチ方式により

自動的に電話番号を廻した

ことになり、通話すること

ができ、ベットの満床状況

や手術中・医師不在等で受

入れ不能のときは、あらか

じめ相互通連により赤ラン

プで点灯表示され、患者の

搬送・収容を適確に行なえ

るようになつた。

この指令台の設置に伴な

い、新たに三合の救急体制を確立した結果、

この指令台は、従来の少くとされた

北消防署若松出張所は、

大坂の表玄関としてますま

し、各都市の発展とともに

救急車の要請も次第に

火災、交通事故等の救急業

務を迅速かつ適確に処理す

が受けられ、一刻を争う患

者を誘導して、同時に南

地を形成し、また火力発電所

を運営できるガレージを持

て南港臨海工業地帯の開発

が進んでいます。

これまで八隊であった教

急隊は、大阪市消防局では、

救援車を増強してきたが、

これにより、昭和三十九年四月十日から、

その機能を最も能率的

に、その機械を最大限に

効果的に運用し、救急

車を運営するため、その指示を

連絡が可能で、その指示を

連絡が可能で、その指示を